

# 平成31年度後期高齢者医療保険料について

## 保険料の算定方法(平成31年度)

$$\begin{array}{l} \text{①所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額(※1)} \\ \times \text{所得割率10.17\%} \end{array} + \begin{array}{l} \text{②均等割額} \\ \text{被保険者一人あたり} \\ \text{48,855円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(①+②)保険料額} \\ \text{(年額)} \\ \text{賦課限度額62万円} \end{array}$$

なお、年度途中で保険料の納付義務が発生若しくは消滅したとき又は資格を取得若しくは喪失したときは、月割りにて算定します。

(※1) 賦課のもととなる所得金額＝前年中の所得(総所得金額等＝収入額－控除額(※2))－基礎控除額(33万円)

(※2) 控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、社会保険料控除額、扶養控除額、医療費控除額等の所得控除額は含みません。

## 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減(平成31年度)

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り均等割額が5割軽減されます。被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず、軽減されていない場合は、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係までお申し出ください。

- 均等割額の軽減については、制度の見直しにより平成31年度以降は資格取得後24か月間に限り均等割額が5割軽減されます。その後は、世帯の所得に基づき軽減判定されます。
- 被扶養者であった方でも、所得の低い方に対する軽減を受けることができます。ただし、両方の軽減を受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

### 【被用者保険とは】

勤務先で加入する健康保険です。協会けんぽ・組合管掌健康保険・船員保険・各種共済等が被用者保険に該当します。  
国民健康保険・国民健康保険組合は、被用者保険ではありません。

## 所得の低い方に対する均等割額の軽減(平成31年度)

同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が、以下のいずれかに該当する場合、均等割額が軽減されます。

世帯の所得		軽減割合(軽減額)	軽減後の均等割額
総所得金額等 が33万円以下	世帯内の被保険者全員の各所得(年金の 所得は控除額を80万円として計算)が0円	8割(39,084円) ※	9,771円(48,855円×0.2)
	上記以外	8.5割(41,527円) ※	7,328円(48,855円×0.15)
総所得金額等が33万円+28万円(※2)×被保険者数以下		5割(24,428円)	24,427円(48,855円×0.5)
総所得金額等が33万円+51万円(※3)×被保険者数以下		2割(9,771円)	39,084円(48,855円×0.8)

・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

・この軽減を判定する際の所得は、保険料を算定する際の「賦課のもととなる所得金額」とは異なります。

・この軽減を受けるには、同一世帯内の被保険者及び世帯主の確定申告等(確定申告の必要がない方については、住民税申告又は簡易申告)が必要です。また、この軽減判定の基準日は毎年4月1日現在で、その時点での世帯構成により判定します。(4月2日以降に世帯構成に変更があった場合についても4月1日時点の世帯構成により判定します。)4月2日以降に資格を取得した方は、資格取得日の世帯構成により判定します。

※本来は7割軽減ですが、特例措置により平成31年度は8割又は8.5割軽減となります。

※2 平成30年度の27.5万円から拡充されました。

※3 平成30年度の50万円から拡充されました。

## 保険料の減免及び徴収猶予制度

兵庫県後期高齢者医療広域連合では、災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主の死亡等により世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の減免又は一定期間保険料の徴収の猶予を受けることができます。

申請方法、必要書類、条件等の詳細については、事前にお住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係にお問い合わせください。

## 審査請求及び取消訴訟(後期高齢者医療保険料額(変更)決定通知書に関すること)

※審査請求及び取消訴訟(後期高齢者医療保険料額決定通知書に関すること)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県後期高齢者医療審査会(住所 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号、電話 078-341-7711(代表))に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において兵庫県後期高齢者医療広域連合を代表する者は兵庫県後期高齢者医療広域連合長となります。)、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 保険料の納め方

- 年金から2か月ごとに引去りされる特別徴収と、口座振替又は納付書により金融機関で納めていただく普通徴収の2種類があります。
- 原則として特別徴収(年金からの引去り)により納めていただきます。
- 特別徴収(年金からの引去り)がはじまるまで、しばらくの間は、普通徴収(口座振替又は納付書)で納めていただきます。

### 特別徴収(年金からの引去り)

年金支給月(偶数月)に年金より引去ります。

・仮徴収(4月・6月・8月)

前年の所得が確定するまで、前々年の所得から仮算定された額を引去ります。仮徴収額は、原則、前年度2月の徴収額と同じ額となります。(8月の徴収額を調整する場合があります。)

・本徴収(10月・12月・2月)

前年の所得が確定後、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回にわけて引去ります。

【年金からの引去りを希望されない方へ】

納付方法の変更をお申し出いただくことにより、年金からの引去りから口座振替でのお支払いに変更できます。(納付書への変更はできません。)

【手続き】

①口座振替の手続きと②納付方法の変更手続きの両方の手続きが必要です。

詳しくはお住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係までお問い合わせください。

### 普通徴収(口座振替、納付書)

特別徴収(年金からの引去り)ができない方や納付方法の変更手続きをされた方は、令和元年7月から令和2年3月までの毎月、年9回に分けて納めていただきます。

【口座振替の場合】

4月・5月・6月を除く毎月27日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に引き落としされます。残高不足で振替ができなかった場合は、翌月の14日に再振替を行います。

【納付書の場合】

別添の納付書により、納期限までに金融機関・ゆうちょ銀行の窓口・コンビニエンスストアで納めてください。

保険料のお支払いは、口座振替(自動振込)が便利です。銀行や郵便局などでお申し込みいただくか、キャッシュカードをお持ちいただければ、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係でも、口座振替の手続きができます。ただし、一部、お取り扱いできない金融機関、キャッシュカードがあります。

## 審査請求及び取消訴訟(後期高齢者医療保険料 納入額決定通知書に関すること)

※審査請求及び取消訴訟(後期高齢者医療保険料納入額決定通知書に関すること)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県後期高齢者医療審査会(住所 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号、電話 078-341-7711(代表))に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸市を被告として(訴訟において神戸市を代表する者は神戸市長となります。)、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

———— 後期高齢者医療保険料のお支払いには便利な口座振替をご利用ください。 ————

※市内の金融機関等に備え付けの口座振替申込書によりお手続きしてください。

※金融機関のキャッシュカードをお持ちいただければ、お住まいの区の区役所（北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所）の窓口でも口座振替のお手続きができます。（ただし、一部、お取扱いできない金融機関、キャッシュカードがあります。）